

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.10)										新条文 (R7.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
【第1編】 共通編								【第1編】 共通編												
1	1	1	26	1	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」および「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(一社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(一社)日本潜水協会」および「作業船団安全運航指針(一社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)及び土木工事等施工技術安全指針(農林水産省農村振興局整備部長通知、平成21年3月30日)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	実態を踏まえた条文の修正				
1	1	1	30	6	3	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	30	6	3	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	32	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	実態を踏まえた規定の変更				
1	1	1	32	14	2	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	14	2	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正 政令第272号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	6	1.諸法令の遵守、(4)	労働基準法(令和2年3月改正 法律第14号)	1	1	1	34	1	6	1.諸法令の遵守、(4)	労働基準法(令和6年5月改正 法律第42号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	10	1.諸法令の遵守、(8)	雇用保険法(令和4年3月改正 法律第12号)	1	1	1	34	1	10	1.諸法令の遵守、(8)	雇用保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	12	1.諸法令の遵守、(10)	健康保険法(令和5年5月改正 法律第31号)	1	1	1	34	1	12	1.諸法令の遵守、(10)	健康保険法(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	14	1.諸法令の遵守、(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	1	1	1	34	1	14	1.諸法令の遵守、(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正 法律第26号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	15	1.諸法令の遵守、(13)	出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正 法律第97号)	1	1	1	34	1	15	1.諸法令の遵守、(13)	出入国管理及び難民認定法(令和5年12月改正 法律第84号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	16	1.諸法令の遵守、(14)	道路法(令和3年3月改正 法律第9号)	1	1	1	34	1	16	1.諸法令の遵守、(14)	道路法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	17	1.諸法令の遵守、(15)	道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)	1	1	1	34	1	17	1.諸法令の遵守、(15)	道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	19	1.諸法令の遵守、(17)	道路運送車両法(令和4年3月改正 法律第4号)	1	1	1	34	1	19	1.諸法令の遵守、(17)	道路運送車両法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	21	1.諸法令の遵守、(19)	地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	21	1.諸法令の遵守、(19)	地すべり等防止法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	22	1.諸法令の遵守、(20)	河川法(令和3年5月改正 法律第31号)	1	1	1	34	1	22	1.諸法令の遵守、(20)	河川法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	23	1.諸法令の遵守、(21)	海岸法(平成30年12月改正 法律第95号)	1	1	1	34	1	23	1.諸法令の遵守、(21)	海岸法(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	26	1.諸法令の遵守、(24)	漁港漁場整備法(平成30年12月改正 法律第95号)	1	1	1	34	1	26	1.諸法令の遵守、(24)	漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	28	1.諸法令の遵守、(26)	航空法(令和4年6月改正 法律第62号)	1	1	1	34	1	28	1.諸法令の遵守、(26)	航空法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	31	1.諸法令の遵守、(29)	森林法(令和2年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	31	1.諸法令の遵守、(29)	森林法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	41	1.諸法令の遵守、(39)	砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	41	1.諸法令の遵守、(39)	砂利採取法(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	44	1.諸法令の遵守、(42)	測量法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	44	1.諸法令の遵守、(42)	測量法(令和6年6月改正 法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合				
1	1	1	34	1	45	1.諸法令の遵守、(43)	建築基準法(令和5年6月改正 法律第58号)	1	1	1	34	1	45	1.諸法令の遵守、(43)	建築基準法(令和6年6月改正 法律第53号)	適用すべき諸基準類との整合				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R6.10)										新条文(R7.10)										改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文				編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文				
1	1	1	34	1	46	1.諸法令の遵守,(44)	都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)				1	1	1	34	1	46	1.諸法令の遵守,(44)	都市公園法(令和6年5月改正 法律第40号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	50	1.諸法令の遵守,(48)	海上交通安全法(令和3年6月改正 法律第53号)				1	1	1	34	1	50	1.諸法令の遵守,(48)	海上交通安全法(令和5年5月改正 法律第34号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	53	1.諸法令の遵守,(51)	船員法(令和3年6月改正 法律第75号)				1	1	1	34	1	53	1.諸法令の遵守,(51)	船員法(令和6年5月改正 法律第42号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	54	1.諸法令の遵守,(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正 法律第59号)				1	1	1	34	1	54	1.諸法令の遵守,(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正 法律第24号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	58	1.諸法令の遵守,(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)				1	1	1	34	1	58	1.諸法令の遵守,(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	65	1.諸法令の遵守,(63)	厚生年金保険法(令和5年3月改正 法律第3号)				1	1	1	34	1	65	1.諸法令の遵守,(63)	厚生年金保険法(令和6年6月改正 法律第47号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	70	1.諸法令の遵守,(68)	所得税法(令和5年6月改正 法律第44号)				1	1	1	34	1	70	1.諸法令の遵守,(68)	所得税法(令和6年5月改正 法律第26号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	72	1.諸法令の遵守,(70)	船員保険法(令和5年5月改正 法律第31号)				1	1	1	34	1	72	1.諸法令の遵守,(70)	船員保険法(令和6年6月改正 法律第47号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	73	1.諸法令の遵守,(71)	著作権法(令和3年6月改正 法律第52号)				1	1	1	34	1	73	1.諸法令の遵守,(71)	著作権法(令和6年6月改正 法律第55号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	74	1.諸法令の遵守,(72)	電波法(令和4年12月改正 法律第93号)				1	1	1	34	1	74	1.諸法令の遵守,(72)	電波法(令和5年12月改正 法律第87号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	76	1.諸法令の遵守,(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)				1	1	1	34	1	76	1.諸法令の遵守,(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和6年6月改正 法律第47号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	80	1.諸法令の遵守,(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第35号)				1	1	1	34	1	80	1.諸法令の遵守,(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第54号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	81	1.諸法令の遵守,(79)	警備業法(令和元年6月改正 法律第37号)				1	1	1	34	1	81	1.諸法令の遵守,(79)	警備業法(令和5年6月改正 法律第63号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	82	1.諸法令の遵守,(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和5年11月改正 法律第79号)				1	1	1	34	1	82	1.諸法令の遵守,(80)	個人情報の保護に関する法律(令和7年6月改正 法律第80号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	34	1	83	1.諸法令の遵守,(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正 法律第58号)				1	1	1	34	1	83	1.諸法令の遵守,(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和6年6月改正 法律第53号)				適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	39	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。				1	1	1	39	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。				適用すべき諸基準類との整合
											1	1	1	56	0	1	1-1-56	ワンデーレスポンス				条文の追加
											1	1	1	56	1	1		監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」の実施に努めるものとする。				条文の追加
											1	1	1	56	1	2		なお、ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議及び発注者からの指示等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。				条文の追加
											1	1	1	57	0	1	1-1-57	ウィークリースタンス				条文の追加
											1	1	1	57	1	1		監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努めるものとする。				条文の追加
											1	1	1	57	1	2		なお、ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。				条文の追加
1	3	3	2	1	2	1.一般事項,(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正 法律第68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条1項(3)、(4)の規定によるものとする。				1	3	3	2	1	2	1.一般事項,(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条1項(3)、(4)の規定によるものとする。				適用すべき諸基準類との整合
1	3	6	5	2	1	2.締固め方法	受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。				1	3	6	5	2	1	2.締固め方法	受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。				誤記修正
1	3	6	5	3	1	2.締固め方法	受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、パイプレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。				1	3	6	5	3	1	2.締固め方法	受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、パイプレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。				誤記修正
1	3	6	9	2	2	2.湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を目安とする。				1	3	6	9	2	2	2.湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を目安とする。				誤記修正
1	3	7	1	2	1	2.照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。				1	3	7	1	2	1	2.照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。				誤記修正

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R6.10)						新条文(R7.10)						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)					新条文						
【第2編】 材料編												【第2編】 材料編					
2	2	3	3	1	3											諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	
																諸基準類との整合 (図表の修正)	

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.10)							新条文 (R7.10)							改定理由																					
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文																			
2	2	3	4	1	1		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-12の規格に適合するものとする。	2	2	3	4	1	1		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-12-1、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-12-2とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更																			
2	2	3	4	1	2		表 2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><td>旧アスファルトの含有量</td><td>%</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td><td>針入度</td><td>1 /10mm</td></tr><tr><td>圧裂係数</td><td>MPa/mm</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量</td><td>%</td><td>5以下</td></tr></table> [注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微量分量試験方法）により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1 /10mm	圧裂係数	MPa/mm	骨材の微粒分量	%	5以下	2	2	3	4	1	2		表 2-12-1 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><td>項 目</td><td>目 標 値</td></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量</td><td>%</td></tr><tr><td>旧アスファルトの針入度</td><td>(25℃) 1 /10mm</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量</td><td>%</td></tr></table> [注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分類されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 [注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103：2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 [注5] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	項 目	目 標 値	旧アスファルトの含有量	%	旧アスファルトの針入度	(25℃) 1 /10mm	骨材の微粒分量	%	諸基準類との整合 (図表の修正)
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																																	
旧アスファルトの性状	針入度	1 /10mm																																	
	圧裂係数	MPa/mm																																	
骨材の微粒分量	%	5以下																																	
項 目	目 標 値																																		
旧アスファルトの含有量	%																																		
旧アスファルトの針入度	(25℃) 1 /10mm																																		
骨材の微粒分量	%																																		
								2	2	3	4	1	3		表 2-12-2 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><td>項 目</td><td>目 標 値</td></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量</td><td>%</td></tr><tr><td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数</td><td>(25℃) MPa/mm</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量</td><td>%</td></tr></table> [注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分類されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 [注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mmと5～0mmに分類し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。 [注5] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103：2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	項 目	目 標 値	旧アスファルトの含有量	%	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数	(25℃) MPa/mm	骨材の微粒分量	%	諸基準類との整合 (図表の追加)											
項 目	目 標 値																																		
旧アスファルトの含有量	%																																		
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数	(25℃) MPa/mm																																		
骨材の微粒分量	%																																		

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.10)							新条文 (R7.10)							改定理由																																																																																																																																																																																		
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)		新条文																																																																																																																																																																																	
2	2	3	6	1	1	1.瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	1	1	1.瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更																																																																																																																																																																																
2	2	3	6	1	2		表2－15 舗装用石油アスファルトの規格 <table><tr><th> 種 類 項 目 </th><th>40～80</th><th>80～80</th><th>80～100</th><th>100～120</th><th>120～150</th><th>150～200</th><th>200～300</th></tr><tr><td>針入度(25℃) 1/10mm</td><td>40を超え 80以下</td><td>80を超え 80以下</td><td>80を超え 100以下</td><td>100を超え 120以下</td><td>120を超え 150以下</td><td>150を超え 200以下</td><td>200を超え 300以下</td></tr><tr><td>軟化点 ℃</td><td>47.0～ 55.0</td><td>44.0～ 52.0</td><td>42.0～ 50.0</td><td>40.0～ 50.0</td><td>38.0～ 48.0</td><td>30.0～ 45.0</td><td>30.0～ 45.0</td></tr><tr><td>伸度(15℃) cm</td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr><tr><td>トルエン 可溶分 %</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td></tr><tr><td>引火点 ℃</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>240以上</td><td>240以上</td><td>210以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量 変化率 %</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>薄膜加熱針入度 残留率 %</td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>蒸発後の質量 変化率 %</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>0.5以下</td><td>1.0以下</td><td>1.0以下</td></tr><tr><td>蒸発後の 針入度比 %</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>密度 (15℃) g/cm³</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td></tr></table> [注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。	種 類 項 目	40～80	80～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 80以下	80を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点 ℃	280以上	280以上	280以上	280以上	240以上	240以上	210以上	薄膜加熱質量 変化率 %	0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下	－	－	－	薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	－	－	－	蒸発後の質量 変化率 %	－	－	－	－	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	－	－	－	密度 (15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	2	2	3	6	1	2		表2－15 舗装用石油アスファルトの規格 <table><tr><th> 種 類 項 目 </th><th>40～80</th><th>80～80</th><th>80～100</th><th>100～120</th><th>120～150</th><th>150～200</th><th>200～300</th></tr><tr><td>針入度(25℃) 1/10mm</td><td>40を超え 80以下</td><td>80を超え 80以下</td><td>80を超え 100以下</td><td>100を超え 120以下</td><td>120を超え 150以下</td><td>150を超え 200以下</td><td>200を超え 300以下</td></tr><tr><td>軟化点 ℃</td><td>47.0～ 55.0</td><td>44.0～ 52.0</td><td>42.0～ 50.0</td><td>40.0～ 50.0</td><td>38.0～ 48.0</td><td>30.0～ 45.0</td><td>30.0～ 45.0</td></tr><tr><td>伸度(15℃) cm</td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr><tr><td>トルエン 可溶分 %</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td></tr><tr><td>引火点 ℃</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>280以上</td><td>250以上</td><td>250以上</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量 変化率 %</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>0.8以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>薄膜加熱針入度 残留率 %</td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>蒸発後の質量 変化率 %</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>0.5以下</td><td>1.0以下</td><td>1.0以下</td></tr><tr><td>蒸発後の 針入度比 %</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>密度 (15℃) g/cm³</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td></tr></table> [注1] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。 [注2] 舗装用の新アスファルトである120～150、150～200、200～300は、「JIS K 2207：2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。	種 類 項 目	40～80	80～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 80以下	80を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点 ℃	280以上	280以上	280以上	280以上	250以上	250以上	250以上	薄膜加熱質量 変化率 %	0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下	－	－	－	薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	－	－	－	蒸発後の質量 変化率 %	－	－	－	－	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	－	－	－	密度 (15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	諸基準類との整合 (図表の修正)
種 類 項 目	40～80	80～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																																									
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 80以下	80を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																																									
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0																																																																																																																																																																																									
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																																									
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																																									
引火点 ℃	280以上	280以上	280以上	280以上	240以上	240以上	210以上																																																																																																																																																																																									
薄膜加熱質量 変化率 %	0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下	－	－	－																																																																																																																																																																																									
薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	－	－	－																																																																																																																																																																																									
蒸発後の質量 変化率 %	－	－	－	－	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																																									
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	－	－	－																																																																																																																																																																																									
密度 (15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																																									
種 類 項 目	40～80	80～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																																									
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 80以下	80を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																																									
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0																																																																																																																																																																																									
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																																									
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																																									
引火点 ℃	280以上	280以上	280以上	280以上	250以上	250以上	250以上																																																																																																																																																																																									
薄膜加熱質量 変化率 %	0.8以下	0.8以下	0.8以下	0.8以下	－	－	－																																																																																																																																																																																									
薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	－	－	－																																																																																																																																																																																									
蒸発後の質量 変化率 %	－	－	－	－	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																																									
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	－	－	－																																																																																																																																																																																									
密度 (15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																																									
2	2	8	3	1	4		表2－26再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用 <table><tr><th>項 目</th><th>標準的性状</th></tr><tr><td>動 粘 度 (60℃) mm²/S</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引 火 点 ℃</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td><td>2以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率 %</td><td>－3～+3</td></tr><tr><td>密 度 (15℃) g/cm³</td><td>報告</td></tr><tr><td>組成 (石油学会法JPI-5S-70-10)</td><td>報告</td></tr></table> [注1] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。	項 目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80～1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	－3～+3	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告	2	2	8	3	1	4		表2－26再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用 <table><tr><th>項 目</th><th>標準的性状</th></tr><tr><td>動 粘 度 (60℃) mm²/S</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引 火 点 ℃</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td><td>2以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率 %</td><td>－3～+3</td></tr><tr><td>密 度 (15℃) g/cm³</td><td>報告</td></tr><tr><td>組成 (石油学会法JPI-5S-77-19)</td><td>報告</td></tr></table> [注1] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。	項 目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80～1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	－3～+3	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組成 (石油学会法JPI-5S-77-19)	報告	諸基準類との整合 (図表の修正)																																																																																																																																																				
項 目	標準的性状																																																																																																																																																																																															
動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80～1,000																																																																																																																																																																																															
引 火 点 ℃	250以上																																																																																																																																																																																															
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																																																																																																																																																																															
薄膜加熱質量変化率 %	－3～+3																																																																																																																																																																																															
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																																																																																																																																																																																															
組成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告																																																																																																																																																																																															
項 目	標準的性状																																																																																																																																																																																															
動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80～1,000																																																																																																																																																																																															
引 火 点 ℃	250以上																																																																																																																																																																																															
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																																																																																																																																																																															
薄膜加熱質量変化率 %	－3～+3																																																																																																																																																																																															
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																																																																																																																																																																																															
組成 (石油学会法JPI-5S-77-19)	報告																																																																																																																																																																																															

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R6.10)								新条文(R7.10)								改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文		
【第3編】土木工事共通編									【第3編】土木工事共通編								
3	2	2	0	0	15		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	3	2	2	0	0	15		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合	
3	2	2	0	0	29		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	3	2	2	0	0	29		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合	
3	2	2	0	0	48		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(平成21年4月)	3	2	2	0	0	48		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(令和5年12月)	適用すべき諸基準類との整合	
3	2	3	14	2	6		なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定](土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	6	2.ブロック組立て施工、 (1)	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正	
3	2	3	25	1	1	1.一般事項	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図2-2によらなければならない。項目、内容の詳細は監督員と確認しなければならない。	3	2	3	25	1	1	1.一般事項	受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図2-2によるものとし、項目、内容の詳細は監督員と確認しなければならない。	実態を踏まえた規定の変更	
3	2	3	25	1	2		図2-2 銘板の寸法及び記載事項	3	2	3	25	1	2		図2-2 銘板の寸法及び記載事項	実態を踏まえた規定の変更 (図表の修正)	

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.10)							新条文 (R7.10)							改定理由																																												
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)		新条文																																											
3	2	6	3	11	1	11.アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-21、表2-22の規格に適合するものとする。							適用すべき諸基準類との整合																																												
							3	2	6	3	11	2		また、アスファルトコンクリート再生骨材は表2-22-1(第2編2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-12-1)、表2-22-2(第2編2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-12-2)のいずれか一方の目標値に適合するものとする。	条文の追加																																											
3	2	6	3	11	3		表 2-21 鉄鋼スラグの品質規格 <table><tr><th>材 料 名</th><th>呼び名</th><th>表乾密度 (g/cm3)</th><th>吸水率 (%)</th><th>すりへり減量 (%)</th><th>水 浸 膨張比 (%)</th></tr><tr><td>クラッシュラン 製鋼スラグ</td><td>C S S</td><td>—</td><td>—</td><td>50以下</td><td>2.0以下</td></tr><tr><td>単粒度製鋼スラグ</td><td>S S</td><td>2.45以上</td><td>3.0以下</td><td>30以下</td><td>2.0以下</td></tr></table> 〔注〕 水浸膨張比の規格は、3ヶ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。							材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm3)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨張比 (%)	クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	—	—	50以下	2.0以下	単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3	2	6	3	11	3		表 2-21 鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格 <table><tr><th>呼び名</th><th>表乾密度 (g/cm³)</th><th>吸水率 (%)</th><th>すりへり 減 量 (%)</th><th>水浸膨張比 (%)</th><th>エー ジ ン グ 期 間</th></tr><tr><td>CSS</td><td>—</td><td>—</td><td>50以下</td><td>2.0以下</td><td>3ヶ月以上</td></tr><tr><td>SS</td><td>2.45以上</td><td>3.0以下</td><td>30以下</td><td>2.0以下</td><td>3ヶ月以上</td></tr></table> 〔注1〕 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 〔注2〕 エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）を言う。	呼び名	表乾密度 (g/cm³)	吸水率 (%)	すりへり 減 量 (%)	水浸膨張比 (%)	エー ジ ン グ 期 間	CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヶ月以上	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上	適用すべき諸基準類との整合 (図表の修正)
材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm3)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨張比 (%)																																																					
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	—	—	50以下	2.0以下																																																					
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下																																																					
呼び名	表乾密度 (g/cm³)	吸水率 (%)	すりへり 減 量 (%)	水浸膨張比 (%)	エー ジ ン グ 期 間																																																					
CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヶ月以上																																																					
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上																																																					
3	2	6	3	11	4		表 2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><td colspan="2">旧アスファルトの含有量</td><td>%</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td><td>針入度</td><td>1/10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td>圧裂係数</td><td>MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td colspan="2">骨材の微粒分量</td><td>%</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふり分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 〔注3〕 アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふり分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふり分けられている場合には、ふり分け前の全試料から13～0mmをふり取ってこれを対象に試験を行う。 〔注4〕 アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量および75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注5〕 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103:2003骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注6〕 アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 〔注7〕 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。							旧アスファルトの含有量		%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20以上	圧裂係数	MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量		%	5以下	3	2	6	3	11	4		表 2-22-1 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>目 標 値</th></tr><tr><td colspan="2">旧アスファルトの含有量</td><td>% 3.8以上</td></tr><tr><td colspan="2">旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td colspan="2">骨材の微粒分量</td><td>% 5以下</td></tr></table> 〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分類されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 〔注3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注4〕 骨材の微粒分量は「JIS A 1103：2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注5〕 アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	項 目		目 標 値	旧アスファルトの含有量		% 3.8以上	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm		20以上	骨材の微粒分量		% 5以下	実態を踏まえた規定の変更 (図表の修正)									
旧アスファルトの含有量		%	3.8以上																																																							
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20以上																																																							
	圧裂係数	MPa/mm	1.70以下																																																							
骨材の微粒分量		%	5以下																																																							
項 目		目 標 値																																																								
旧アスファルトの含有量		% 3.8以上																																																								
旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm		20以上																																																								
骨材の微粒分量		% 5以下																																																								

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.10)							新条文 (R7.10)							改定理由											
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文									
								3	2	6	3	11	5			表 2－22－2 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><th>項 目</th><th>目 標 値</th></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量 %</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量 %</td><td>5以下</td></tr></table> [注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 [注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mmと5～0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。 [注5] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103：2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	項 目	目 標 値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 %	5以下	実態を踏まえた規定の変更 (図表の追加)
項 目	目 標 値																								
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上																								
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下																								
骨材の微粒分量 %	5以下																								
3	2	6	3	15	1	15.適用規格(再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、平成22年11月)による。	3	2	6	3	15	1	15.適用規格(再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、令和6年3月)による。	適用すべき諸基準類との整合									
3	2	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合									
3	2	6	9	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	9	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合									
3	2	6	11	6	3	6.接着剤の塗布,(2)	接着剤の規格は表2-31、表2-32を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	3	6.接着剤の塗布,(2)	接着剤の規格は表2-31及び表2-32を満足するものでなければならない。	条文の修正									

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.10)							新条文 (R7.10)							改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)		新条文
3	2	6	11	6	4		3	2	6	11	6	4			実態を踏まえた規定の変更 (図表の修正)
														誤記修正	
3	2	10	5	3	1	3.適用規定	3	2	10	5	3	1	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	10	23	1	1		3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、令和5年12月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.10)										新条文 (R7.10)										改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文				編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文							
【第4編】 港湾編																		【第4編】 港湾編							
4	1	4	3	2	5		2.モルタル被覆に使用する材料は、以下によらなければならない。 (1)コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、設計図書の定めによるものとする。 (2)モルタル及びコンクリートの品質は、設計図書の定めによるものとする。 (3)スタッドジベル等の規格及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 (4)モルタル被覆に使用する型枠は、以下によらなければならない。 ①型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。 ②保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 (5)受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督員の承諾を得なければならない。				4	1	4	3	2	5		2. モルタル被覆に使用する材料は、以下によらなければならない。 (1)コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、設計図書の定めによるものとする。 (2)モルタル及びコンクリートの品質は、設計図書の定めによるものとする。 (3)スタッドジベル等の規格及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 (4)モルタル被覆に使用する型枠は、以下によらなければならない。 ①型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。 ②保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 3. ペトロラタム被覆に使用する保護カバーの材質は、施工に先立ち受注者は監督員の承諾を得なければならない。				条文の修正			
4	1	5	1	5	5		5.ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。 (1)静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性 (2)静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証 (3)物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性 ※ゴム防舷材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(令和5年3月)によることができるものとする。 6.防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。				4	1	5	1	5	5		5.ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。 (1)静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性 (2)静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証 (3)物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性 6.防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。				条文の修正 (一部削除)			
4	3	3	17	1	3	1. 電気防食, (3)	(3)受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。				4	3	3	17	1	3	1. 電気防食, (3)	(3)受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の端子板を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。				条文の修正			

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.10)							新条文 (R7.10)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
【第6編】 河川編																【第6編】 河川編
6	1	2	0	1	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	1	2	0	1	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
6	3	2	0	0	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	3	2	0	0	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
6	3	2	0	0	5		国土交通省 河川砂防技術基準(令和5年10月)	6	3	2	0	0	5		国土交通省 河川砂防技術基準(令和6年5月)	適用すべき諸基準類との整合
6	3	2	0	0	7		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和5年3月)	6	3	2	0	0	7		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合
6	4	2	0	0	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	4	2	0	0	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
6	4	3	8	1	1		受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)によらなければならない。	6	4	3	8	1	1		橋歴板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書(案)(国土交通省、令和5年3月)の規定による。	6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。	適用すべき諸基準類との整合及び誤記修正
6	5	2	0	0	6		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	5	2	0	0	6		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
6	6	2	0	0	5		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	6	2	0	0	5		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
6	7	2	0	0	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	7	2	0	0	4		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R6.10)						新条文(R7.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文									
【第10編】 道路編						【第10編】 道路編										
10	1	2	0	0	12								削除			
10	1	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計第2巻 解説書 4. 3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	1	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	一部削除
10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合
10	4	3	11	0	1		橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)の規定による。	10	4	3	11	0	1		橋歴板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
10	5	3	7	0	1		橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)の規定による。	10	5	3	7	0	1		橋歴板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
10	6	2	0	0	19		厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(平成30年1月)	10	6	2	0	0	19		厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合
10	6	3	2	4	1	4.電気雷管使用の注意	受注者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を調査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。	10	6	3	2	4	2	4.電気雷管使用の注意	受注者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を調査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。 また、雷管を挿入するためのせん孔を行う場合は、ジャミングが発生しにくい工法を用いること。ジャミングが発生した場合には、孔内の温度上昇が想定されるため、孔内を清掃し不純物を除去したうえで、孔内の温度を計測し、安全を確認した後に装薬を行うものとする。	条文の修正 (一部追加)
10	6	8	6	2	1	2.銘板の材質	受注者は、銘板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とし、両坑口に図6-2を標準として取付けしなければならない。	10	6	8	6	2	1	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。なお、両坑口に図6-2を標準として取付けなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
10	6	8	6	3	2		(銘板) (取付け図) 図6-2 銘板の刻示方法	10	6	8	6	3	2		(銘板) (取付け図) 図6-2 銘板の刻示方法	実態を踏まえた規定の変更 (図表の修正)
10	7	6	5	2	1	2.銘板の材質	銘板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。	10	7	6	5	2	1	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
10	8	7	5	2	1	2.銘板の材質	銘板の材質は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。	10	8	7	5	2	1	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
10	14	2	0	0	5		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	10	14	2	0	0	5		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合
10	14	4	7	1	13	1.路上路盤再生工, (3)最大乾燥密度	受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	4	7	1	13	1.路上路盤再生工, (3)最大乾燥密度	受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正
10	16	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	10	16	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R6.10)							新条文(R7.10)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)		新条文	
【第11編】 農業農村整備編														【第11編】 農業農村整備編		
11	1	9	3	2	1		2.受注者は、トンネル照明設備を設置するに当たり、切羽等直接作業を行う場所、保線作業、通路等に対して適切な照度を確保するとともに、明暗の対比についても配慮した設備としなければならない。	11	1	9	3	2	1		2.受注者は、トンネル照明設備を設置するに当たり、切羽等直接作業を行う場所、保線作業、通路等に対して適切な照度を確保するとともに、明暗の対比を少なくするようにしなければならない。また、停電時等の非常時への対応についても配慮した設備としなければならない。	条文の修正
11	1	9	3	9	1		9.受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たり、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。 この際、粉じん濃度の測定は「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(厚生労働省平成20年2月)」に定める「換気の実施等の効果を確保するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)の目標レベルは3mg/m3以下とするが、中小断面のトンネル等で、3mg/m3を達成するために必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督員と協議のうえ可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。 なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置(集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等)を講じなければならない。 また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。	11	1	9	3	9	1		9.受注者は、粉じん作業を行う坑内作業場(ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。)について、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。 この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(厚生労働省令和2年7月)」に定める「空気中の粉じん濃度等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)の目標レベルは2mg/m3以下とする。 ただし、中小断面のトンネル等で、2mg/m3を達成するために必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督職員と協議のうえ可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。 なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置(より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等)を講じなければならない。 また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。	条文の修正
11	1	9	3	17	1		17.受注者は、坑内の作業に労働者を従事させる場合には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具(動力を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあっては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。)を使用させなければならない。	11	1	9	3	17	1		17.受注者は、坑内作業場で労働者を従事させる場合には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具(動力及び発破を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあっては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。)を使用させなければならない。	条文の修正
11	3	5	1	3	1	3.土壌改良材の散布	(1)受注者は、使用する土壌改良資材が肥料取締法(平成26年6月改正法律第69号)に基づく場合、監督員に保証票を提出しなければならない。	11	3	5	1	3	1	3.土壌改良材の散布	(1)受注者は、使用する土壌改良資材が肥料の品質の確保等に関する法律(令和5年5月改正 法律第36号)に基づく場合、監督員に保証票を提出しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
11	5	2	2	3	2	3.保安	(2)受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合、速やかに監督員に報告するとともに、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。 ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督員に報告するものとする。	11	5	2	2	3	2	3.保安	(2)受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。 ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督員に連絡するものとする。	条文の修正
11	11	6	1	3	3	3.材料の計量	受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	11	11	6	1	3	3	3.材料の計量	受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表3-2計量値の許容差(第1編3-5-4 7.材料の計量及び練混ぜ)に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	条文の修正
11	14	9	5	2	2	2.	(1)プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、次表に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法としてはJSCF－H101プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)コンクリート標準示方書・基準編((公社)土木学会)によるものとする。	11	14	9	5	2	2	2.	(1)プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・基準編((公社)土木学会)における、JSCE－H101プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	条文の修正

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.10)							新条文 (R7.10)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)		新条文	
11	14	9	5	2	3										削除	実態を踏まえた規定の変更 (図表の削除)
</																

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R6.10)										新条文 (R7.10)										改定理由																
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)					編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)					新条文														
【第13編】 漁港漁場編																				【第13編】 漁港漁場編																
13	2	11	3	2	5						13	2	11	3	3	1						2. モルタル被覆に使用する材料は、以下によらなければならない。 (1)コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、設計図書の定めによるものとする。 (2)モルタル及びコンクリートの品質は、設計図書の定めによるものとする。 (3)スタッドジベル等の規格及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 (4)モルタル被覆に使用する型枠は、以下によらなければならない。 ①型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。 ②保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 (5)受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督員の承諾を得なければならない。					2. モルタル被覆に使用する材料は、以下によらなければならない。 (1)コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、設計図書の定めによるものとする。 (2)モルタル及びコンクリートの品質は、設計図書の定めによるものとする。 (3)スタッドジベル等の規格及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 (4)モルタル被覆に使用する型枠は、以下によらなければならない。 ①型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。 ②保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 3. ペトロラタム被覆に使用する保護カバーの材質は、施工に先立ち受注者は監督員の承諾を得なければならない。					条文の修正				
13	2	12	1	5	5	5.ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。 (1)静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性 (2)静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証 (3)物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性 ※ゴム防舷材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(令和5年3月)によることができるものとする。 6.防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。					13	2	12	1	5	5	5.ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。 (1)静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性 (2)静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証 (3)物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性 6.防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。					5.ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。 (1)静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性 (2)静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証 (3)物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性 6.防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。					条文の修正 (一部削除)									
13	5	3	17	1	3	1.電気防食，(3)					13	5	3	17	1	3	1.電気防食，(3)					(3)受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の端子板を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。					条文の修正									